

大阪市水道局と株式会社大阪水道総合サービスによる 水道事業の広域連携及び海外展開に係る事業等の実施 に関する協定

大阪市水道局（以下「甲」という。）と株式会社大阪水道総合サービス（以下「乙」という。）は、水道事業の広域連携及び海外展開に係る事業並びにその他国内の水道の基盤強化に資する事業の実施に当たり、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が水道事業の広域連携及び海外展開に係る事業並びにその他国内の水道の基盤強化に資する事業を連携して実施することにより、甲及び乙が持つ水道に関する技術力・ノウハウ等を相互に活用し、国内及び開発途上国等の水道事業の課題解決に貢献するとともに、甲及び乙の人材育成を行い、もって将来にわたって甲及び乙の技術力・ノウハウ等の維持・向上を図ることを目的とする。

（連携事業の範囲）

第2条 甲及び乙は、次の事業を連携して実施する。

（1）広域連携に係る事業

ア 国内の水道事業体に対する技術支援事業

イ 国内の水道事業体の職員等に対する研修事業（甲の保有する体験型研修センターの管理運営を含む。）

（2）海外展開に係る事業

ア 開発途上国等の水道改善に関する技術的な貢献事業

イ 開発途上国等の水道事業体の職員等に対する研修事業

ウ 開発途上国等における民間事業者と連携した水ビジネスの推進に係る事業

（3）その他国内の水道の基盤強化に資する事業

ア 民間事業者に対する水道技術向上のための研修事業

（連携の内容）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事業の実施に当たり、甲及び乙の技術力・ノウハウ等の相互活用、職員及び社員の人事交流並びに施設の提供などを行い、連携するものとする。

2 甲及び乙は、前条各号に掲げる事業の実施に当たっては、連携の具体的内容、期間、方法及び費用負担等について、別途、契約等を締結する。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定による事業の実施に伴い知り得た情報を善良なる管理者の注意をもって管理及び保持するものとする。

2 甲及び乙は、相手方の同意がない限り、本協定による事業の実施に伴い知り得た情報を
甲乙合意の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協
議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を
保有する。

令和2年2月17日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
大阪市水道局
大阪市水道事業管理者 水道局長 河 谷 幸 生

乙 大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7号
株式会社大阪水道総合サービス
代表取締役 山 野 一 弥